

非居住者のお客さまに係る国内振込のお取り扱いについて

金融機関には、「外国為替及び外国為替法」（以下「外為法」といいます）第17条において、非居住者のお客さまに係る為替取引等が、規制対象取引等に該当しないことの確認が義務付けられています。

当金庫では、当該確認義務の確実な履行のため、令和5年3月1日（水）より、お受取人様が非居住者である国内振込のお取り扱いを一部変更いたします。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

外為法および規制対象取引等の詳細は、別紙をご確認ください。

記

1. 外為法上の非居住者に該当するお客さま

以下の条件に当てはまるお客さまは、外為法上の非居住者に該当します。

個人のお客さま

○日本人のお客さま

- ・2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在するお客さま
- ・外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務する目的で出国し、外国に滞在するお客さま
- ・日本出国後、外国に2年以上滞在するに至ったお客さま
- ・上記に該当する方のうち、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満のお客さま

○外国人のお客さま

- ・日本に入国後6か月未満で日本国内にある事務所に勤務されていないお客さま
- ・外国政府または国際機関の公務を帯びるお客さま
- ・外国において任命または雇用された外交官、領事館等及びこれらの随員または使用人

法人のお客さま

- ・外国にある日本の法人の支店、出張所その他の事務所
- ・日本国内にある外国政府の公館及び国際機関

2. お取り扱いの変更について

お受取人様が非居住者である振込につきましては、振込資金を一時保留し、振込依頼人様に、振込内容を確認させていただきます。

その場合、振込が外為法上の規制対象にあたらないことを確認できしだい口座へ入金いたしますので、入金が遅くなる場合がございます。

また、当金庫より振込内容の確認を行った際、ご連絡が取れない場合やご回答いただけない等の理由により適法性の確認が取れない場合には、口座への入金ができない可能性がございますのであらかじめご了承ください。

3. 改定日

令和 5年 3月 1日（水）

令和5年2月

「外国為替及び外国貿易法」

外国為替及び外国貿易法（以下、外為法といいます）は、日本と外国との間の資金や財（モノ）・サービスの移動などの取引や、非居住者との取引等に適用される法律です。金融機関は、外為法第17条に基づき、非居住者のお客さまが関連する取引が「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「資産凍結等対象者との取引」等に該当する取引でないことの確認が義務付けられています。そのため、該当するお取引に関し、上記規制等に該当しないことを確認させていただきます。

お客さまにおかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

「外国為替及び外国貿易法」における規制対象取引（抜粋）

○貿易に関する規制

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

○送金目的に関する規制

- ・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的で行われるもの
- ・イランの核関連活動等に寄与する目的で行われるもの

○制裁対象に関する規制

- ・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払
※具体的な対象者は、財務省のホームページをご確認ください。
- ・北朝鮮に住所等を有する者に対する支払

○ウクライナ情勢に関する規制

- ・ロシア連邦を原産地とする海上において輸送される石油製品の上限価格を超える購入等に関連する、金銭の貸付契約、債務の保証契約等に基づく債権の発生等に係る取引

以 上